

報告第 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、令和7年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

令和7年 7月 9日提出

倶知安町長 文 字 一 志

専 決 処 分 書

令和7年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年6月24日

倶知安町長 文 字 一 志



令和7年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第4号）

令和7年度虻田郡倶知安町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,617,714千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月24日

倶知安町長 文 字 一 志



第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22. 諸収入		433,361	160	433,521
	4. 雑入	353,002	160	353,162
歳入	合 計	14,617,554	160	14,617,714

歳出
(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		2,522,626	160	2,522,786
	2. 道路橋りょう費	1,148,240	160	1,148,400
歳出	合 計	14,617,554	160	14,617,714

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
22. 諸収入	433,361	160	433,521
歳入合計	14,617,554	160	14,617,714

歳出 (単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	財源の内訳		
				補正額の財源		
				特定	その他	一般財源
8. 土木費	2,522,626	160	2,522,786	国道支出金		160
歳出合計	14,617,554	160	14,617,714	0	0	160

2 歳 入

2 2 款 諸収入 433, 521

4 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7 雑入	234, 620	160	234, 780	3 雑入	160	公有自動車損害共済金 160
計	353, 002	160	353, 162			

3 歳 出

8 款 土木費 2,522,786

2 項 道路橋りょう費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
4. 除雪対策費	844, 192	160	844, 352	(他) 災害共済金		160 160	21. 補償・補填及び賠償金	160	1管理分 21補償・補填及び賠償金 施設等事故損害賠償金 160 160 160	
計	1, 148, 240	160	1, 148, 400	0	0	160	0			

8. 土木費 (2. 道路橋りょう費)